

小牧市消防本部訓令第 1 号

消防本部
消 防 署

小牧市消防職員の服務等に関する規程(昭和 3 9 年小牧市訓令第 1 1 号)の全部を改正する。

令和 8 年 2 月 5 日

小牧市消防長 小 口 高 広

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小牧市消防職員（以下「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。

(奉仕の精神)

第 2 条 職員は、その責務を自覚し、全体の奉仕者として、その職務に専念しなければならない。

(技能の向上)

第 3 条 職員は、職責に応じた技能の向上を図らなければならない。

(職場の明朗)

第 4 条 職員は、組織の構成員であることを自覚し、職場の明朗に努めなければならない。

(挙署一体)

第 5 条 職員は、挙署一体となり成果を挙げるよう努めなければならない。

(健康保持)

第 6 条 職員は、健康保持に努めなければならない。

(交通法規の遵守)

第 7 条 職員は、常に交通法規を遵守しなければならない。

(安全運転)

第 8 条 職員は、常に安全運転に努めなければならない。

(車両の整備保全)

第 9 条 職員は、常に車両の整備保全に努めなければならない。

(運転技術の向上)

第 10 条 職員は、常に運転技術の向上に努めなければならない。

(事故の絶無)

第 11 条 職員は、事故の絶無を期さなければならない。

(所在の明確)

第 12 条 職員は、勤務時間外において、外泊し、かつ、非常招集に応ずることができない場合は、あらかじめ所属長に届け出なければならない。

(雑則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。